

論文

宇都宮病院事件から精神衛生法改正までの歴史の再検討

——告発者及びその協力者の意図との関係——

桐原尚之*

1 はじめに

本稿は、日本の精神衛生行政史上において重要な事件とされる宇都宮病院事件について、告発者及びその協力者の告発の意図を明確にし、精神衛生行政史にかかわる定説とされる歴史認識を再検討することを目的とする。

宇都宮病院事件とは、宇都宮病院の看護職員が入院患者2名をリンチして、死亡させた事件のことである（『朝日新聞』1984.3.14朝刊）。このような精神病院による不祥事は、毎年のように新聞報道されており決して珍しくない¹。とりわけ、十全会病院事件や大和川病院事件は、人命や人身にかかわる重大な事件として知られており、他の事件と比べて多くの記録が残されている²。それでも、十全会病院事件や大和川病院事件の精神衛生行政史上の位置づけは、一不祥事事件に過ぎないものとされており、それ以上の歴史的意味を付与されているわけではない。しかし、宇都宮病院事件だけは、精神病院の不祥事事件として日本の精神衛生行政史上、極めて特殊な意味をもたされてきた。

谷中輝雄は、「1984年に栃木県の報徳会宇都宮病院で起こった事件（宇都宮病院事件）を契機として、1987年に精神衛生法が改正され精神保健法が誕生し、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が掲げられた」（谷中 2007: 81）と説明している。高橋一は、「いわゆる宇都宮病院事件である。この事件は国内のみならず広く海外でも報道され、国際的批判が高まった。こうして国連人権小委員会や国際法律家委員会から視察団が来日するに至り、これを受けかたちで1987（昭和62）年、精神衛生法は精神保健法に改められ、精神障害者の社会復帰施設の法定化、任意入院制度、精神医療審査会など人権に配慮した法改正が実施された」（高橋 1998: 83）と説明している。その他、精神衛生行政史の基本資料とされる『精神保健福祉行政のあゆみ』では、「宇都宮病院事件（中略）を契機に精神衛生法改正を求める声が国内外から強く示されるに至り、（中略）精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保と精神障害者の社会復帰の促進を図る観点から、精神衛生法が改正されることとなった」（精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会 2000: 13）と説明されている。³

このことから宇都宮病院事件は、1987年法改正という政策転換の契機としての意味を付与されてきたことがわかる。この、宇都宮病院事件を契機に日本の精神医療が国際的な非難の的となり、1987年に精神衛生法が改正され人権に配慮したものになった、という歴史認識は、精神医学、法学、社会福祉学などで広く受容されており、精神衛生行政史にかかわる定説（以下、定説）となっている。

ところで、定説である谷中（2007）や高橋（1998）の記述からは、なぜ数多の精神病院による不祥事事件のうち宇都宮病院事件だけが特殊な意味を付与されてきたかを読み取ることができない。このことは、偶然に発覚した宇都宮病院の事件報道をもって自動的に国際問題までに発展したかのような印象を読み手に対して与え得るし、偶然の産物であるように認識されることで宇都宮病院事件にかかわる多くの事実を隠蔽してしまう点で問題がある。

先に事実を述べてしまうと、宇都宮病院事件は偶然の産物ではない。精神科医の富田三樹生は、宇都宮病院に不法に幽閉されていた安井健彦が東京大学精神神経科病棟を訪れて医師らに告発の決意を表明し、東大精神科医師連

キーワード：精神障害者、社会運動、宇都宮病院事件、障害学、反精神医学

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2012年度入学 公共領域 日本学術振興会特別研究員(DC1)

合が宇都宮病院問題担当班を設置して弁護士の戸塚悦郎や社会党政策審議会と協力しながら、朝日新聞宇都宮支部と情報交換をおこなって事件報道に至った、と述べている(富田 2004: 81-82)。このことから、宇都宮病院事件は、入念なる準備の下で事件報道に至ったことがわかる。ところが、従来の宇都宮病院事件の歴史記述には、いかにして発覚したのか、いかなる行動があって、最終的に1987年法改正に帰結したのか、帰結までの——とりわけ国内における——過程が記述されていないのである。このように宇都宮病院事件に関する歴史記述は、いくつかの論点が検討、記述されないまま定説となっているのである。

その論点の一つには、宇都宮病院事件の告発者とその協力者による社会運動の歴史記述——つまり告発者の主張や行動に依拠した記述——がある。告発者及びその協力者は、いかなる意図をもって宇都宮病院事件を社会問題と位置付けたのか、歴史記述を通じて明らかにされる必要がある。

本稿では、歴史記述において、「宇都宮病院を告発し解体する会」、「宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議」、「全国『精神病』者集団」、「安井さんの裁判を支援する会」、「東大精神科医師連合」、「宇都宮病院事件・広瀬さんの裁判を支援する会」の機関紙、ビラ、集会基調資料、書簡、大野萌子のメモ書き、裁判資料を一次史料として使用する。また、告発者の定義は、安井健彦、広瀬章ら宇都宮病院入院経験者のことであり、その協力者の範囲は、「宇都宮病院を告発し解体する会」、「宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議」、「全国『精神病』者集団」、「東大精神科医師連合」などの支援者である。解任された戸塚悦郎などの弁護士は、その協力者の範囲に含まない。

2 告発の歴史

2.1 告発までの過程

本節では、宇都宮病院事件が発覚するまでの過程を記述する。宇都宮病院事件は、宇都宮病院に入院していた画家の安井健彦が退院したことを機に発覚したものである。

1978年3月25日、安井は岐阜県の大湫病院から栃木県の宇都宮病院へ転院した。安井によると、宇都宮病院は徹底した看護職員による管理が敷かれ、従わない者には容赦なく暴力が加えられていたという。例えば、脱走しようものなら特権階級の入院患者が看護職員に逐一報告し、失敗すれば保護室⁴で数日間にわたって暴力が加えられたという。そのため、入院者らは簡単に脱走という手段を選べないようである(安井 1986)。このように、宇都宮病院では脱出すること自体が非常に困難であったことがわかる。

脱走は困難と認識した安井は、看護職員に従いながら宇都宮病院の告発を考えた。安井は、宇都宮病院事件以前から「リンチ殺人はこれまでも確実に行なわれていた」(安井 1986: 175)と述べている。しかし、リンチ殺人は密室でおこなわれ、証人も殺人に加担した加害者くらいであるため、立証に困難を極めた。そこで、安井は入院中に直井という信用できる入院患者に「誰が、何日の何時に、何処で、どのように、何の理由で、誰と誰によって殴り殺されて、その確実な目撃者は誰と誰かを、この信用の出来る配膳から聴いて来るのだ」(安井 1986: 176)と命じた。1983年4月25日、直井は前日の午後4時の夕食時、残した食べ物を捨てたことを理由に小島惣一郎という入院患者が看護職員の萩原、石川及び配膳長の橋本に鉄パイプで殴られ午後8時ごろに死亡したことを掴み、安井に報告した。1983年6月29日、安井は交際相手の女性である渡辺美代子との連絡を取ることに成功し、ついに退院した。約5年の入院であった。

安井は、退院後すぐに警視庁目黒署、東京地方検察庁特別捜査部などに宇都宮病院事件における殺人を訴えた。しかし、告訴は拒絶された。安井は報道機関や国会議員などに連絡を取り、宇都宮病院での出来事を訴え続けた。その過程で朝日新聞社や社会党の代議士とつながり、そこから東京大学精神神経病棟へと接点が出ていった。そして、その場で東京大学精神科医師連合の精神科医を始め、全国「精神病」者集団の「精神病」者や弁護士の戸塚悦郎、内藤隆らの協力を得ることに成功した。

安井の告発をうけて東大精神科医師連合は、宇都宮病院問題担当班を設置、弁護士や社会党と協力しながら朝日新聞宇都宮支部と情報交換を行いつつ社会問題化のための用意を続けた(富田 2004: 81-82)。その間、宇都宮病院では、1983年8月22日の朝に患者1名が不審死し、同年12月30日にも患者が殺害された。朝日新聞の記者は、鉄格子の間から患者が紙飛行機にして投げた手紙を見つけ出し、ついに1984年3月14日「宇都宮病院で患者2名が虐

殺された」(『朝日新聞』1984.3.14 朝刊) という記事にこぎつけたのである。

2.2 国会・司法における取り組み

本節では、告発者及びその協力者によって取り組まれた宇都宮病院に対する法的責任の追及行動について述べる。

事件報道の1984年3月14日以前に、安井は宇都宮病院長である石川文之進の刑事責任を問うために告訴状を作成し、所轄の警察署もしくは地方検察庁に提出していた。それに対して、戸塚は再告訴を条件に国会答弁を勝ち取って社会問題になるまで告訴を取り下げしてほしい、と安井に頼んだ⁵。安井は、戸塚の要求に応じて告訴を取り下げた。

事件報道の翌3月15日、日本社会党の高杉勉議員⁶は、参議院予算委員会において宇都宮病院事件に関する国会答弁をおこなった。渡部恒三厚生大臣は、「今後こういうことが起こらないように、できる限りのことを検討してまいりたい」と答弁した。また、田川誠一国家公安委員長は「今後もこの種の事案につきましては、犯罪に原因があるとすれば、厳正に対処をしてまいります」⁷と答弁した。

1984年3月19日、戸塚、永野貫太郎、内藤隆、計3人の弁護士によって宇都宮病院閉鎖病棟在院中の被拘束者539名全員の退院を求める人身保護請求が東京高等裁判所に提訴された⁸。結果的には、請求は棄却となったが、異例の人身保護請求であるとしてメディアからの注目を集めた⁹。後に同弁護士が中心となって「宇都宮病院人身保護請求事件弁護団」を発足し、繰り返し人身保護請求をしていった。その結果、1985年2月13日提訴の人身保護請求に対して、同年3月8日に宇都宮地方裁判所は、「四年余りも違法に強制入院させられていた」として、即日退院させるよう宇都宮病院に命令した(『朝日新聞』1985.3.9 朝刊)。

ほどなくして宇都宮病院を退院した患者と家族計6人は、宇都宮病院や宇都宮市、栃木県、そして国を相手取って東京地方裁判所に民事訴訟を提訴した。1993年6月11日、東京地方裁判所は、5人の元入院患者の請求を認め[1人は請求時効のため棄却]、宇都宮市と石川に計665万円の支払いを命じた。なお、国や県の責任は認められなかった(『朝日新聞』1993.6.12 朝刊)。原告のうち4人は、国や県の責任が認定されなかったことを不服とし、控訴する方針を固めた。その結果、1996年9月30日、東京高等裁判所は、「市長の入院同意は国の機関委任事務としてなされたもので、国も損害賠償義務を負う」として国の賠償責任を認める判決を言い渡した(『朝日新聞』1996.10.1 朝刊、栃木県版)。同年10月14日、国、市、病院は、上告を断念して判決は確定した(『朝日新聞』1996.10.15 朝刊、栃木県版)。

このように宇都宮病院の告発は、告発者側が優勢となる場面もあり、盛り上がりを見せた。ところが、1984年10月21日、宇都宮病院の入院患者であり脱走中であった谷口良平が、実父を文化包丁で刺殺したことが報じられた(『朝日新聞』1984.10.22 朝刊)。同年5月、谷口は栃木県による実地審査に際して同意入院に切り替わり、同日午後、無断で抜け出したとされる。谷口は父親に退院を頼んだが、断られて発作的に台所にあった文化包丁で刺し殺してしまったと自供した。このことは、宇都宮病院に入院していれば殺人は起きなかったという風潮を強め告発者を不利にしかねなかったため、告発者及び支援者にとっては無視できない問題であった。宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、報道を知って即座に谷口と接見した。その後、面会継続のために谷口と養子縁組をむすんだ活動家、谷口秀樹が面会を続け、面会記録を通じて谷口の様子が伝えられた。谷口の刑事裁判では、傍聴者を募るなどして支援をおこなった。

一方、1984年4月25日、警察は田川国家公安委員長の国会答弁に従って捜査した結果、看護師、准看護師の資格のない入院患者を使って脳波検査などの診療行為を行わせたなどの証拠をつかみ、保健婦助産婦看護婦法違反、死体解剖保存法違反、看護料請求明細書偽造による不正受給事犯などの疑いで通常逮捕した。石川の刑事裁判には、告発者及びその協力者らが数多く傍聴に赴いた。また、新聞報道された2名の入院患者の死に直接手を下した4人の看護職員は、傷害致死、暴行などの罪で刑事裁判がおこなわれていたが、こちらへの傍聴活動は、重点的におこなわれなかったようである。1986年3月20日、宇都宮地方裁判所は、2名の入院患者の死に直接手を下した4人の看護職員を傷害致死、暴行などの罪で最高で懲役4年の実刑を言い渡した。だが、石川は殺人やリンチについて検察から責任を問われず、1986年3月26日、宇都宮地方裁判所から放射線・エックス線技師法違反、保健婦助産婦看護婦法違反、死体解剖保存法違反、食糧管理法違反で懲役8カ月の判決を言い渡されたまでにとどまった。また、判決文では、職員不足にもかかわらず入院患者を集めたことが問題とされたが、一方で他の病院が受け入れない患者

を受け入れたことを社会的貢献と評価し、情状の根拠とした（長野 1990: 28）。

安井は裁判の傍聴活動に積極的に取り組んできた。安井は、その過程で戸塚悦郎、内藤隆、永野貫太郎を解任した。その理由は、戸塚が安井に取り下げを求めた告訴は法律上再告訴できないとして再告訴しなかったためである。安井は、東京第二弁護士会に戸塚の懲戒請求をした¹⁰。そのため、安井自身の民事訴訟は2年遅れの開始となった。1986年2月15日、「安井健彦氏を支援する会」が発足し、支援者を募っていった。同年6月28日、安井は、宇都宮病院に入院させられたことによる精神的物質的損害の賠償を求めて安井美樹（実兄）、医療法人報徳会・平畑富次郎（院長）、石川（前院長）、武村信義（副院長）、栃木県知事を相手取り、東京地方裁判所に民事訴訟を提訴した¹¹。9月22日、被告6名は答弁書を提出、安井が上申書を出して本格的に争った。2000年5月29日、東京地方裁判所は請求の一部を認めて報徳会に感謝料など1320万円の支払いを命じる判決を言い渡した。それに対して安井は、「判決は同病院の医療実態に対する見解がなく極めて不当」と述べ、控訴する意向を示した。この裁判は、最高裁判所の決定により終結したようであるが、史料不足のため詳細は不明である¹²。

支援する会を立ち上げての民事訴訟としてもうひとつ、宇都宮病院の元入院患者である広瀬章の民事裁判がある。広瀬は、1978年6月に宇都宮病院に入院となり、1981年12月に脱走して1984年3月まで山谷で日雇い労働の生活をしてきた。広瀬は、宇都宮病院事件の報道を契機に、山谷労働者や「精神病」者となつてつながるようになり、安井らとともに宇都宮病院の告発活動にかかわっていった。1988年6月22日、広瀬は宇都宮病院入院中に蒙った精神的損害の賠償を求め、宇都宮病院を相手取って東京地方裁判所に民事訴訟を提訴した。同年8月には、「宇都宮病院事件・広瀬裁判を支援する会」を結成し（後に「ひさしの会」と改称）、支援活動をおこなっていった。結果、1993年12月24日、和解金350万円の支払いを含む和解調書の取り交わしによって裁判は終結した。ひさしの会は、この和解調書を「勝訴的和解」と位置付けた（宇都宮病院事件・廣瀬裁判資料集編集委員会 2008: 33）。なお、1990年12月20日、広瀬は突如死亡し、その後の原告は実母に継承されている。

2.3 現地における取り組み

本節では、問題の大衆化と栃木県あるいは宇都宮病院における取り組みについて述べる。

1984年4月16日、東大医学部図書館にて宇都宮病院解体を訴える集会在開催され、宇都宮病院を告発し解体する会が発足した。また、同年5月26日には、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議が結成された。前者は、全国「精神病」者集団の活動家もかかわって中央省庁との交渉、裁判支援、問題の大衆化を中心に取り組んだ。後者は、現地闘争を掲げて現地集会の準備、栃木県との交渉、宇都宮病院への訪問面会活動に取り組んだ。両者は協力関係にあり、いずれも宇都宮病院の解体（廃院）と再発を防止し、精神病院の処遇を改善することを目的とした。

1984年7月29日、「報徳会宇都宮病院と厚生省、県行政を糾弾する集会」が宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議と宇都宮病院を告発し解体する会の共催で開催された。1985年3月17日、「虐殺糾弾！保安処分施設解体！患者解放！報徳会宇都宮病院糾弾現地闘争」が同団体の共催で開催された。現地集会は、1987年5月31日、1988年6月18日、1989年7月1日、1990年5月3日、1991年7月7日、1992年4月19日と現在に至るまで毎年1回開催されている¹³。

宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議の活動で大部分を占めたのは、宇都宮病院に入院している患者との通信、面会であった。例えば、1989年7月1日現地集会の「基調」には、次のような報告が寄せられている。

また通信、面会も厳しくかつ巧妙に制限や妨害をされています。以前に病院から「あいつと会うな」と迫られ、会えなくさせられた患者さんがいました。しかし面会を続けてきた中で、今では患者さんの方から電話をしてくれるという関係もできてきました。今なお多くの仲間は小遣い銭を持たされていないし、だから電話も自由にはかけられません。

更に外出などいろいろ制限されています。同じ病棟から二人以上一緒でないとダメだとか、傘は「危険だから」ダメと雨の日は外に出られません。買い物は、三千円以上だと看護人付きでないとダメのようです。そして外出中は外の仲間と会うことも認めないという有り様です。（宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議 1989: 4）

また、1988年6月18日の現地集会の「基調」には、次のような報告が寄せられている。

八五年五月作成「面会について」なる文書により、面会が制限され続け、現在も通信面会の実質的保障はされていません。(宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議・宇都宮病院を告発し解体する会 1988: 3)

上記引用は、1985年5月付で宇都宮病院から「面会について」なる文書が出され、面会が制限された様子を示している。以後、現在に至るまで通信、面会活動における報告事項には、病院による通信、面会の制限について記されるようになった。

宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、面会制限など宇都宮病院の処遇改善のために宇都宮病院との直接交渉の場を持ってきた。その過程の記録を次に引用する。

抗議団と病院側から大島総務課長他一名とがテーブルを囲んだ。石川文之進の息子は席に着こうともせず物影に佇んでいた。抗議文がまず怒りを込めて読み上げられた後、病院側に手渡された。抗議文については検討して後日回答すると言いつつ退席しようとするのを押しとどめて、抗議団から怒りの抗議が発せられた。病院側は「新生宇都宮病院」を強調して、以前の病院体制には問題があったが、現在は「新生」したのであって、県内でも有数な病院に変わったことさらに強調した上で、抗議される理由は何もないというのであった。(宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議 1987)

この記述からは、現地での取り組みにおいて宇都宮病院との交渉は決裂することがあったことがわかる。このように宇都宮病院への働きかけだけでは、処遇改善の見通しがたたなかったため、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、一方で栃木県への行政交渉も実施した。例えば、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、栃木県に対して宇都宮病院への実地調査の公開要求をしている。なお、その過程で宇都宮病院では1984年からの3年間に約220名の患者が死亡していたことが確認された(宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会 2008: 5)。

宇都宮病院の措置入院患者に対する栃木県の実地調査については、措置入院患者計161名に対して、ひきつづき要措置とされた人は47名、措置不要とされた人は114名であり、措置不要とされた人の内わけは、入院が必要とされた人は98名、通院が必要とされた人は14名、医療が不要とされた人が2名との結果が明らかになった。なお、この実施審査結果は、1984年12月21日に朝日新聞によって「宇都宮病院の実地審査終了4人に1人は入院不要、詰め込み裏付け」という見出しで報道されている(『朝日新聞』1984.12.21朝刊、全国)。

この実地審査結果は、入院不要な患者を退院させる1つの根拠となった。だが、戸塚悦郎らによる栃木県への要請や人身保護請求では、1986年3月末現在で入院不要とされた98人中30人がまだ入院しているなど十分に退院が進まなかった。そのため、1986年上旬に戸塚らは、「退・転院を望むならできるだけ力添えする」という趣旨の手紙を厚生省と栃木県を通じて患者宛に送った。だが、同年5月、戸塚の手紙は患者のもとに届けられていないことがわかった。戸塚らは、記者会見をおこない、上述の事実を新聞報道によって広めた(『朝日新聞』1986.5.24朝刊、全国)。その結果、同年10月7日に戸塚は厚生省で記者会見し、「患者31人全員を退院させることができた」と発表した(『朝日新聞』1986.10.8朝刊、全国)。

その他、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、栃木県に対して宇都宮病院への処分を要求した。1987年5月14日、栃木県は、宇都宮病院に計1511件の無資格診療が確認できたとし、これに伴う診療報酬約630万円を返還するよう請求、一方で保険医療機関の指定は取り消さず、もっとも軽い戒告処分を出した(長野 1990: 26)。

2.4 東京大学における取り組み

本節では、宇都宮病院事件が東京大学内でどのように問題にされ、取り組まれていったのかについて述べる。

1960年代後半の東京大学は、東大全学共闘会議による闘争の最中であった。1969年5月、医学部の精神医療改革派の運動家(東大精神科医師連合)は、日本精神神経学会金沢大会にて基弘会長を含む理事会を不信任とし、9月には、東京大学病院精神神経病棟を占拠・自主管理した。そして、白木博次ら生物学志向の研究者や大学病院精神科

外来一派＝精神科教室会議派で日本共産党員でもある秋元波留夫ら、保安処分推進派の小田晋らとの対決を深めていった。

1984年4月18日、朝日新聞は、「宇都宮病院の“出先診療所”東大医長ら深く癒着」との見出しで、宇都宮病院と東京大学医学部との癒着を報道した。報道によると東京大学医学部は、科学研究費で購入したコンピューターを、1981年3月11日に報徳会が東京大学赤門前本郷通りに開設した「報徳会本郷神経クリニック」内に持ち込み学内の回線とつないでいたという。また、東京大学の教員が、非常勤での在籍、症例検討会への出席、脳研究、精神鑑定などで宇都宮病院に関与をしていたことが報道された。

東京大学には、少なくとも医学部脳研究施設、医学部保健学科精神衛生学教室、大学病院精神科外来＝精神科教室会議、大学病院分院精神科の4つの派閥が宇都宮病院との癒着があったと伝えられている（東大精神科医師連合1984）。宇都宮病院の設立当初、宇都宮病院長の石川は東京大学の研究生となり、石川の精神科研修指導医を医学部精神神経科教室教授の秋元波留夫が引き受けた。なお、松沢病院の精神科医岡田靖雄は、「秋元教授ハ講義ヲサボッテ、宇都宮ヘゴルフニイッタリシテイタ。コノ人ノ名ハアマリダサレナイガ、宇都宮病院ト東京大学トノ結び付キヲツクッタノハオソラクコノ人ダッタロウ」（岡田1984:1）と述べている。秋元は、石川を医学部脳研究施設神経生物学部門助教授の武村信義に紹介し、以後、宇都宮病院は医学部脳研究施設の神経生物学部門助教授の武村と深いかかりを持つようになり、宇都宮病院の患者の脳を違法に取り出して提供する関係となった。また、脳標本のコレクターとされる医学部脳研究施設病理部門（元）教授の白木博次も宇都宮病院の常勤医として登録されていた。白木は、宇都宮病院の脳標本を東大精神科外来教室会議にもってきて供覧したとされる。医学部保健学科精神衛生学教室の講師である浅香照雄は、学部脳研究施設出身で、宇都宮病院をフィールドに様々の研究をおこなうと同時に診療をおこなっていた。また、同教室教授の逸見武光は宇都宮病院で鑑定をおこなったことがある。精神科教室会議は、月曜日の症例検討会に石川が患者を宇都宮病院より連れてきて供覧していたし、同会議の医師が宇都宮病院へ土曜日のディスカッションに出席し、研究のフィールドとして利用していた。

1984年3月21日、宇都宮病院事件の社会問題化に取り組んだ東大精神科医師連合は、第一次公開質問状を学部長及び病院長に提出した。第一次公開質問状の中身は、①宇都宮病院との関与についての見解と責任を明らかにせよ、②宇都宮病院と東京大学脳研究施設、同精神科教室会議との関係を明らかにせよ、③宇都宮病院で同大学の医師がおこなった研究を明らかにせよ、④医学部長、病院長は公開討論会へ応ぜよ、の4つである。新聞報道されて、三島済一学部長及び原沢道美病院長は宇都宮病院への関与に関する調査を開始した。そして同年5月14日、三島医学部長は、斎藤陽一精神科外来医長、浅香昭雄精神衛生学教授、武村脳研究施設助教授、池田和彦脳研究施設助手、吉川宏起放射線科助手の5名に嚴重注意処分、逸見武光精神衛生学教授に対して注意処分を言い渡したことを発表した。大学が医師に処分を下したのは初めてのことだった。5月23日、三島医学部長は、記者会見で処分を発表し、医学部広報に学部長談話を掲載した。

5月31日、東大精神科医師連合は、第二次公開質問状を提出した。第二次公開質問状の趣旨は、宇都宮病院に関与した医師と三島医学部長、原沢病院長に公開討論会への出席を求めるものだった。6月7日、三島は公開討論会への出席を拒否する旨の回答をした。6月13日、東大精神科医師連合は三島を直接追及したが、三島は「宇都宮病院の元入院者には会いたくない」として公開討論会への出席を拒み通した。6月18日、東大精神科医師連合は、学部長室において第1回予備折衝をおこなった。しかし、三島は医学部長室に現れなかった。

東大精神科医師連合は、「坐りこみ宣言」を出し、そのまま学部長室への坐りこみを開始した。坐りこみ中は、毎日『坐りこみニュース』が発行された。三島は、欠勤を繰り返し、東大精神科医師連合に応じない構えを通した。6月27日、全学有志主催による「6・27三島出てこい全学集会」が開催された。また、安井ら「精神病」者で構成する全国「精神病」者集団は、三島の態度に対して6月28日付で抗議文を出している。こうした粘り強い要求の末、7月10日の第2回予備折衝のとき、三島は宇都宮問題に対する東京大学医学部の社会的責任を認めた。そして7月11日、医学部教授総会で三島は、宇都宮問題に対する医学部の責任を認め討論会出席を発表した。7月23日、討論会「宇都宮病院を考える」が開催され、宇都宮病院と東京大学医師の関与について質疑がおこなわれた。

同年10月18日、継続して公開討論会が開催される見込みとなった。その背景には、宇都宮病院の入院患者の脳を違法に解剖していたとされる武村が公開討論会に一度も出席していないことがあった。東大精神科医師連合は、

武村を「もっともその責任を問わなければならない立場」と位置付けていた。10月4日、東大精神科医師連合は、武村の自宅に押しかけ追及行動をおこなった。その際に武村は、「ほくだって、一度は話しをしたいと思っていたんだよ」として、公開討論会を提案してきたのである。武村は、同日中に脳研究施設所長に、翌日には医学部長に公開討論会をおこなうことを報告した¹⁴。

ところが、武村は直前の15日に出席拒否を表明、同日付で助教授を辞職し、宇都宮病院の常勤医となった。1984年12月18日、石川退陣後、院長職に就いた平畑富次郎は健康上の理由で年内辞任を表明し、後任として武村の院長昇格が提案された。栃木県は、武村の院長昇格に難色を示した（『朝日新聞』1984.12.18朝刊、栃木県版）。最終的に武村は副院長に昇格し、石川の息子である石川史人が院長を引き継ぐことになった。

3 考察

3.1 告発者及びその協力者の意図

本節では、告発者及びその協力者の意図について分析をおこなう。

第一に、1984年4月16日、東大医学部図書館にて宇都宮病院解体を訴える集会が開催され、宇都宮病院を告発し解体する会が発足している。この集会と会の名称には、「解体」の用語が用いられている。この場合、会の名称が会の目的をそのまま表しているといえる。そのため、告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院を解体することだったことがわかる。すると、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議による栃木県交渉は、宇都宮病院への処分を求めていたため、解体に向けた1つの行動であったことがわかる。

第二に、安井は告訴の取り下げを悔いて戸塚を代理人から解任し、さらに東京第二弁護士会へ懲戒請求をかけている。このことは、安井が宇都宮病院に刑事責任を負わせたかったことを意味している。広瀬は、「宇都宮病院にやり返したい」（宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会 2008: 109）、「オレの手で裁いてやる」（宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会 2008: 75）と述べており、自身の救済以上に宇都宮病院に対する制裁、報復に重きを置いていたようである。この両者の主張を踏まえると、告発者の意図は、宇都宮病院に対する社会的な制裁を与えることだとわかる。すると、新聞報道や民事訴訟は、社会的制裁の一環としての取り組みとして理解できる。

第三に、安井は、宇都宮病院の医師の態度を「彼自身が、たとえ誤った医学的方法・手段でも『医療行為』を為そうとしようと言う意志すらない」と述べており、医師としてのやる気がないと断じている（安井 1984: 14）。その上で安井は、次のように述べる。

日本の五千有余の精神科医達が、医の原点に立ちかえり、人間性に目覚めて、多くの、三十二万人の鎖につながれて、いつ殺されるだろうとか、治るものなのだろうかだとかの心からの願いにこたえうる人々になってくれる様に（中略）そして私やその他の、全くいわれの無い、不当・不法に拘禁され続けている「病者にされてしまった人々」、「少しの病が過去にあっても、今は治ってしまい、そうでない人々」を何とか社会に、家族に公言し、公表しつつ、医学本来の姿に立ち帰る姿勢を示して欲しいとの心の裡から切望する次第であります。（安井 1984: 19）

このことは、宇都宮病院事件を招いた要因として医師や看護職員の姿勢の問題を指摘し、同時に、姿勢を改めることを求めている。また、姿勢を改めさせることは、同じような事件を繰り返させないことにつながる。安井は、1987年法改正の後の2000年5月29日、東京地方裁判所判決に対して「判決は同病院の医療実態に対する見解がなく極めて不当」として医療実態に関する事実認定を求めているが、このことは、判決が再発防止にならないため控訴したものと捉えることができる。このことから告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院事件を起こせしめるような精神医療の実態を改善し、患者虐殺事件の再発防止を求めていると理解できる。すると、司法における取り組みには、再発防止につながるような判決を求めることと、東京大学における取り組みは、国内の精神医療を規定しうる大学医学部権威、研究至上主義に疑義を唱えることで、精神医療の改善を目指したのだと理解できる。

第四に、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議の主たる活動は、宇都宮病院に幽閉されている入院患者に対して

おこなわれた、通信、面会活動である。この活動の中心的な意義は、入院患者とのつながりを作り、場合によっては、入院患者が地域で暮らせるよう、運動内で「介護」という言葉で表されていたサポートをすることである。このことから告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院に入院している患者あるいは退院した患者を支える「介護」を求め、実践していたことがわかる。すると、司法における取り組みであった人身保護請求は、通信、面会活動の出発点としての意味を持ち、栃木県への情報開示も退院できる人は退院させるべきという根拠を持つようになる。

以上をまとめると、告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院の解体、宇都宮病院への制裁、精神医療の改善による再発防止、宇都宮病院入院患者と退院患者の「介護」の4点が主であったことがわかる。

3.2 定説との関係

本節では、前節で明らかにした告発者及びその協力者の意図と、冒頭で引用した定説との関係について分析を加えていく。

定説は、宇都宮病院事件を契機に1987年に精神衛生法が改正され人権に配慮したものになった、という歴史認識に基づくものである。ここでは、宇都宮病院事件が1987年法改正の契機として位置づけられており、素直に読めば、宇都宮病院事件の反省を踏まえての改正であったと読むことができる。

前節では、告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院の解体、宇都宮病院への制裁、精神医療の改善による再発防止、宇都宮病院入院患者と退院患者の「介護」の4点が主であることを確認している。この4点のうち、宇都宮病院の解体、宇都宮病院への制裁、宇都宮病院入院患者と退院患者の「介護」の3点は、定説である1987年法改正との関係を認めることはできない。唯一可能性が認められるのは、精神医療の改善による再発防止だけである。確かに、精神医療の改善による再発防止という文脈には、精神衛生法の改廃について完全に無視できない部分がある。

しかし、安井は「ここで今度の体験からはっきり指摘できることは、『家族の同意と、医師の同意』のみで同意（強制）入院は決して続行してはならないことであり、この家族と医師の合意が、私に対する『不法拘禁』の五年三カ月となった事実であります」と述べている。その上で、仮に法を改正するとしたら『『全く別の機関の、出来れば国から給与をうけている医師が複数で合意しなければ、同意（強制）入院せしめては絶対ならないこと』ははっきり明言しておきます』としている。すると、1987年法改正の任意入院、医療保護入院の手続き規定は、家族と医師の合意で強制入院させる制度であるため、安井のいう「絶対にしてはならないこと」である。すなわち、1987年法改正は、安井のいう法改正とは根源的に異なるものであり、告発者及びその協力者の意図と定説が示す1987年法改正との間には、なんら関係は認められない。

4 結論と課題

本稿では、宇都宮病院事件から1987年法改正までの歴史を再検討することを目的に、次の事実を明らかにした。

まず、これまであまり記述されてこなかった日本国内における宇都宮病院告発行動の内容について、告発までの過程、国会・司法における取り組み、現地における取り組み、東京大学における取り組みの4つに分けて歴史記述した。

次に、宇都宮病院事件を告発した告発者及びその協力者の意図を考察した。告発者及びその協力者の意図は、宇都宮病院の解体、宇都宮病院への制裁、精神医療の改善による再発防止、宇都宮病院入院患者と退院患者の「介護」の4点が主であることがわかった。

この4点のうち、宇都宮病院の解体、宇都宮病院への制裁、宇都宮病院入院患者と退院患者の「介護」の3点は、定説である1987年法改正とは関係が認められず、精神医療の改善による再発防止も、告発者及びその協力者の唱えるものと根源的に異なるものであった。すなわち、宇都宮病院の告発者及びその協力者の意図と定説が示す1987年法改正との間にはなんら関係は認められず、1987年法改正は告発者にとって意図しない帰結であった。

このことは、1987年法改正が告発者及びその協力者の意図とは別の文脈から政治的に受容されていった可能性を示唆している。換言すると、1987年法改正は、いかなる要因で実現したのかが不明なのである。そのため、1987年法改正が成立した要因を分析することが次なる課題である。

注

- 1 読売新聞の原昌平は、新聞記事から病院の不祥事事件のリストを作成している。大阪精神医療人権センターのホームページ (http://www.psy-jinken-osaka.org/?page_id=1155) で精神病院による主な不祥事事件の年表が公開されている。
- 2 杉本章は、精神病院の不祥事事件として、十全会病院問題（1970年～）と宇都宮病院事件、大和川病院事件（1993年）の3つの不祥事事件について叙述している（杉本 2009: 103-108、147-150、186-193）。
- 3 伊東秀幸（2010）によると、主な改正の内容は、①精神障害者本人の同意に基づく任意入院制度の創設、②入院時における書面による権利等の告知制度の創設入院の必要性や処遇の妥当性を審査する精神医療審査会制度の創設、③精神科病院に対する厚生大臣（当時）等による報告徴収、改善命令に関する規定、④精神障害者の社会復帰の促進を図るために精神障害者社会復帰施設に関する規程の4つとされる。
- 4 現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条に基づく隔離室。保護室は、当時の俗称。
- 5 故大野萌子氏から提供を受けた資料の中に1986年11月15日付のメモがある。おそらく、見聞きしたことを適宜記録していたもののひとつと考えられる。そこには、「藤沢 Dr. 戸塚のこと＝びっくりしていた。朝日―津山記者キッカケだけやめてほしい」「戸塚等々は裏切りだ。武村たちと同レベルで許さない」（中略）「森山はかつて、車の両輪といった。イ. 廃院、ロ. 私の民事（弁一有賀）第2回11月17日→現状の回復、刑事→告訴、取り下げを言われて取り下げた」「そのとき“再告訴するから”との約束であったが、その約束はたされてない。日■では、それが法的できない。それを知らないのなら問題、知っててやったら俺をだました。これは名誉の回復のために刑事事件やりたい。」と書かれている。■は読めなかった部分。
- 6 第11回、第13回の参議院議員通常選挙において茨城県から選出された日本社会党の議員である。また、1980年に第93回国会参議院社会労働委員会他において十全会病院問題についての国会質問をしている。
- 7 昭和59年3月15日、参議院予算委員会第5号。
- 8 東京高裁昭和59年（人ナ）第2号事件。
- 9 この事件は、異例の救済請求として注目を集め、毎日新聞（『毎日新聞』1984.3.19朝刊）、NHKテレビ他で報道された。
- 10 上掲メモ（注4）。
- 11 東京地方裁判所民事第17部・昭和61年（ワ）第8171号損害賠償等請求事件。被告には、渡辺美代子（元交際相手）も含まれているが、渡辺に限り入院に伴う精神的物質的損害の賠償を求めておらず、占有している動産の引き渡しを求めている。
- 12 現在、最高裁判所の判決文が手元になく、判決日が不明である。最高裁判所で係争した事実は、（宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会 2008: 76）に記述がある。
- 13 途中で宇都宮病院を告発し解体する会は解散し、宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議のみが主催団体となる。宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議は、革命的労働者協会によるところが大きかったため、1999年の現代社と赤磐社の分裂に伴い、それぞれの団体が別々に現地集会を開催している。障害者団体は、この事態に難色を示し統一集会を要求したが、両派の対立は深刻で実現を見なかった。
- 14 1984年10月18日付、10・18武村逃亡糾弾集会参加者一同による「決議文」に一連の事実が記されている。

参考文献

- 青木薫久、1993、『保安処分の研究——精神医療における人権と法』三一書房。
- 伊東秀幸、2010、「宇都宮病院事件から精神保健法の誕生」『ノーマライゼーション——障害者の福祉』30（8）：5。
- 加藤真規子、2009、『精神障害のある人々の自立生活—当事者ソーシャルワーカーの可能性』現代書館。
- 木村朋子、1998、「精神医療における権利擁護」精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉士養成セミナー第4巻 精神保健福祉論』へるす出版。
- 国際法律家委員会、1996、『精神障害患者の人権——国際法律家委員会レポート』明石書店。
- 長野英子、1990、『精神医療』現代書館。
- 岡田靖雄、1984、『つぶやき第14号』（灰色文献）。
- 精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会、2000、『精神保健福祉行政のあゆみ』中央法規。
- 杉本章、2009、『障害者はどう生きてきたか——戦前・前後障害者運動史 [増補改訂版]』現代書館。
- 高橋一、1998、「精神保健福祉の歴史と概念」精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉士養成セミナー第4巻 精神保健福祉論』へるす出版。
- 立岩真也、2013、『造反有理——精神医療現代史へ』青土社。
- 富田三樹生、2000、『東大病院精神科棟の30年——宇都宮病院事件・精神衛生法改正・処遇困難者専門病棟問題』青弓社。

東大精神科医師連合、1984、「東大医学部と宇都宮病院」精神医療委員会編『精神医療（第二次）』13（2）：38-39。

戸塚悦郎、1984、「宇都宮病院事件と精神障害者の人権救済」『精神医療』13（2）：24-37。

宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会、2008、『宇都宮病院事件・広瀬裁判資料』宇都宮病院事件・広瀬裁判資料集編集委員会。

宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議・宇都宮病院を告発し解体する会、1988、『6／18宇都宮病院差別虐殺糾弾現地集会—精神保健法弾劾—基調』（灰色文献）。

宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議、1987、「宇都宮病院を糾弾する栃木県連絡会議ニュース」第6号（灰色文献）。

———、1989、『宇都宮病院の患者差別虐殺5か年糾弾！「精神保健法」施行1か年弾劾！宇都宮現地集会—基調』（灰色文献）。

———、1986、『悪魔の精神病院——報徳会宇都宮病院』三一書房。

谷中輝雄、2007、「社会福祉基礎構造改革と精神障害者福祉」日本精神保健福祉士養成校協会編『精神保健福祉士養成講座4 精神保健福祉論』中央法規。

安井健彦、1984、「宇都宮病院の実態」精神医療委員会編『精神医療（第二次）』13（2）：12-19。

From the Utsunomiya Hospital Scandal in 1984 to the Revision of the Mental Health Act in 1987: Examining the Relationship between the Accepted History and the Original Intention of the Whistle-blower and His Supporters

KIRIHARA Naoyuki

Abstract:

The objective of this paper is to review the historical understanding of the Utsunomiya Hospital scandal, as the implication of the case is significant to the history of Japan's mental health administration. The paper is a historical account based on historical records. The Utsunomiya Hospital scandal was widely understood as being the cause of the amendment of the Mental Health Act of 1987. However, the accusation that developed into the scandal has never been examined, resulting in the problem that, although the above-mentioned historical understanding has become widely accepted, the relationship between the accusation and the amendment of the Act in 1987 is unclear. One solution to this problem would be the discovery of any untold intentions behind the accusation of the whistle-blower and his supporters followed by an analysis of the relationship between such intentions and the established understanding of the scandal. This paper finds no relationship between the intentions and the 1987 amendment; this suggests that the 1987 amendment was not the result intended by the whistle-blower. Therefore, the cause of the 1987 amendment remains unclear. An analysis of this cause will be the focus of future research.

Keywords: users and survivors of psychiatry, social movement, Utsunomiya Hospital, disability studies, anti-psychiatry

宇都宮病院事件から精神衛生法改正までの歴史の再検討 ——告発者及びその協力者の意図との関係——

桐原尚之

要旨:

本稿は、日本の精神衛生行政史上において重要な事件とされる宇都宮病院事件の歴史認識を再検討することを目的とする。研究方法は、史料に基づく歴史記述である。従来、宇都宮病院事件にかかわる歴史認識の定説は、宇都宮病院事件を1987年精神衛生法改正の契機と位置付けるものであった。しかし、宇都宮病院事件の告発運動の歴史研究がされておらず、宇都宮病院事件告発と1987年法改正の関係が不明なまま前述の歴史認識が定着している点で問題がある。問題の解決方策は、記述されていない告発者及びその協力者の告発の意図を明確にし、定説との関係を分析することである。分析の結果、告発者及びその協力者の告発の意図は、定説が示す1987年法改正との関係が認められず、1987年法改正は告発者の意図しない帰結であることが明らかとなった。すると、1987年法改正の要因は不明となり、その要因を分析することが次なる課題である。

